

## 福生市子ども・子育て審議会について

## 1 趣 旨

平成24年8月公布された「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」は、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていく環境づくり構築し、子どもに対する教育及び保育並びに子育て支援の総合的な提供を推進することを目的とし、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指している。

子ども・子育て支援法の第77条は、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」への子育て当事者等の意見の反映を始め、自治体における子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するために、各自治体において条例で定めるところにより、合議制の機関を設置するよう努めるものとしている。

これを受けて、「福生市子ども・子育て審議会」を設置する。

## 2 所掌事項（子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項）

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・認可保育所）の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律に基づく施策に関する事。

## 3 組 織

子ども・子育て審議会は、学識経験を有する者の外、計14人以内をもって構成する。